

### 組合員の皆様

2020年5月4日

### 国連北朝鮮制裁委員会専門家パネルの報告書について

本回覧は、2019年に発行した朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に対する制裁の実施に関する[回覧](#)の続報です。先般「2019-2020年国連北朝鮮制裁委員会専門家パネル報告書」が公表されたことを受けて最新情報をお伝えするものです。同報告書は[こちら](#)からご覧いただけます。

### 背景

報告書は、北朝鮮が核開発プログラムの終了に向けた措置を講じておらず、国連安全保障理事会（国連安保理）決議への違反を続けていると指摘しています。そのため、厳しい制裁措置が継続されています。専門家パネルの報告によれば、北朝鮮は石油精製品の違法な輸入と砂や石炭などの輸出を通じて、弾道ミサイル計画のための収益を上げ続けています。海事活動は北朝鮮のこうした収益源を強化するものとみなされています。

国連と各国の執行機関が発しているメッセージは明確です。国連加盟国の協力の下で制裁の監視や調査が続けられており、違反があった場合には、より多くの証拠が収集・報告される態勢がとられていることに船主として留意するよう強く推奨されています。

### 北朝鮮籍以外の船舶使用の証拠

報告書は、洋上での違法な貨物の積み替え（瀬取り）に北朝鮮籍以外の船舶が継続的に使用されていると指摘しています。さらに、北朝鮮は摘発を逃れるために取引方法を変えており、国際水域において北朝鮮籍以外の船舶同士で瀬取りを行い、その後、ナンポーに直行して違法貨物の引き渡しを行っていると言及しています。このような船舶は、摘発される前に数回にわたって瀬取りを行っています。北朝鮮はこうした活動によって、国連安保理決議第2397号（2017年採択）の第5項に定められた輸入量の上限である50万バレルのほぼ3倍に相当する石油精製品を受け取っていること



になります。国連加盟国の支援を受け、14隻の船舶が制裁違反船舶に指定されましたが、そのいずれも国際グループ所属のクラブには加入していません。違法な瀬取りを行う船舶の所有者や経済的利害関係者の身元を隠すため、こうした船舶の登録所有者のほとんどが解散または会社登記簿から抹消されているか、虚偽の船籍あるいは詐称された船籍で活動していることが報告されています。

専門家パネルは、規制当局や執行機関、海運業界が警戒を怠らず、適切かつ効果的な注意を払い続ける必要があると指摘しています。特にタンカー運航会社は、積載貨物の真の目的地を特定・確認するためにあらゆる努力を払うべきです。瀬取りは夜間に船舶自動識別装置（AIS）を切った状態で頻繁に行われ、貨物はIMO番号のない小型船舶に積み替えられています。

報告書は、北朝鮮がこうした活動の摘発を逃れるために継続的に手法を変えながら状況に対応していると指摘しており、最近の傾向としては、従来の小型船舶の使用に代わり、スクラップ船市場から廃棄予定の大型ばら積み船を調達して石炭の輸送に使用する動きがみられると専門家パネルは報告しています。

### 契約締結時には注意が必要

2019年5月3日、米国財務省外国資産管理局（OFAC）は「OFAC規制のコンプライアンス確保のためのフレームワーク（[Framework for OFAC Compliance Commitments](#)）」（コンプライアンス・フレームワーク）を公表し、効果的な制裁コンプライアンス・プログラムに不可欠な要素についてOFACの見解を示しました。

その際、国際グループ内のすべてのクラブが、このコンプライアンス・フレームワークの公表を知らせる[回覧](#)を発行し、船主や用船者、トレーダーが制裁違反を犯すリスクを軽減する措置を講じる重要性を強調しました。

最新の国連報告書を踏まえ、北朝鮮と関係のある活動を行うリスクを軽減するために、引き続き最大限の注意を払うよう、すべての組合員の皆様に改めてお願いいたします。北朝鮮との取引に関与した場合、国連、OFAC、その他の執行機関による制裁違反の指定、資産凍結、違反対象者リストへの記載などの罰則が科せられるおそれがあります。

北朝鮮と関係のある取引はすべて、船舶の動静を含め、AISや船舶長距離識別追跡（LRIT）、衛星画像、その他の機器を用いた監視機関による監視と調査の対象となります。対北朝鮮制裁違反が疑われる船舶は、各国の当局によって制裁違反リストに記載されるか、あるいは調査対象となり、調査が実施されている間、港に拘留される可能性があります。

### 保険てん補への影響



制裁に違反する活動があったと判断される場合、保険てん補は取り消されます。北朝鮮や北朝鮮関係者との取引が合法的なものであったとしても、国際グループに所属するクラブでは、北朝鮮に寄港する船舶を支援できる可能性は低く、保険金や諸費用の支払いならびに保証状の提供が遅れる、あるいは全くできないおそれがあることを、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

組合員の皆様には、瀬取りに限らず北朝鮮とのあらゆる取引に関するリスクを軽減し、北朝鮮企業との禁止されている事業活動に、意図して、あるいは不注意に関与することがないように、最大限の注意を払っていただきますよう強くお願いいたします。

国際グループ内のすべてのクラブが同様の回覧を発行しています。

以上

**Jeremy Grose**  
**Chief Executive**  
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835  
Email: [jeremy.grose@ctplc.com](mailto:jeremy.grose@ctplc.com)

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです)